

令和7年度「未来を先導する世界トップレベル大学院教育拠点創出事業」 面接審査実施要領

「未来を先導する世界トップレベル大学院教育拠点創出事業」の面接審査に関しては、令和7年大学教育再生戦略推進費「未来を先導する世界トップレベル大学院教育拠点創出事業」審査要項に基づき、必要な事項を以下のとおり定める。

1. 進め方

(1) 実施方法

面接審査は、原則対面によるものとし、必要に応じWeb会議システムを活用する。

Web会議システムを活用する場合は、大学側において、システム上の表示名を「〇〇大学」と表記する。

(2) 大学の出席者及び説明者

出席者は、拠点構想ごとに申請大学の学長（理事長、機構長）または理事、副学長、事業責任者を含む10名以内（連携機関の関係者を含む）とし、説明者は、申請内容や当該大学における本事業の位置付け等について責任をもって説明できる者とする。なお、出席者が10名を超過する場合については、申請大学の事業責任者等から事務局へ連絡する。

(3) 面接審査実施前に提出する資料

①説明動画資料【必須】

②当日資料【使用する場合のみ】

(4) 時間の配分

①大学からの説明	5分以内	35分以内
②質疑応答	20分以内	
③まとめ	10分程度	

上記進め方の具体的な実施手順は、以下のとおり行うこととする。

	事項	所要時間（目安）	
事前準備	○大学による資料作成・提出		
	○委員による上記資料の視聴・確認		
面接当日	○大学からの説明（5分以内） ○質疑応答（説明者は委員会からの質問に対応） （20分以内）	25分	35分以内
	委員会によるまとめ（大学側の出席者は退出）	10分	

<事前準備>

① 説明動画資料【必須】

- ・大学は、委員会が事前に示す質問への回答を含む拠点構想についての説明資料を作成する。当該資料は、パワーポイントで作成したスライドに音声を挿入した10分以内の動画（説明動画資料）とし、面接審査実施の10日前までに未来を先導する世界トップレベル大学院教育拠点創出事業委員会事務局（以下、「事務局」とする。）へデータを提出する。
- ・事務局は、面接審査実施約1週間前までに委員へ、説明動画資料の電子媒体を送付し、委員は面接審査実施前に当該動画を視聴する。

② 当日資料【使用する場合のみ】

- ・大学は、面接審査当日の概要説明において使用する図表等の資料（ポンチ絵等）をA4サイズ・横向きにて作成し、面接審査実施3営業日前の12時までに事務局へ電子媒体にて提出する。なお、提出資料は、当日の説明に使用するもののみとし、参考資料は含まないものとする。

<面接当日>

① 大学の事業責任者からの説明（5分以内）

- ・大学は、当日資料（ポンチ絵等）を適宜用いて、申請書類に基づき事業概要及び特にアピールしたい点等について5分以内で説明する。

② 質疑応答（20分以内）

- ・全体の進行は委員長が行うこととし、委員長が不在の場合は副委員長が行う。
- ・質問は、各拠点構想の書面審査の主担当となっている委員が最初の質問を行うことを基本として、面接審査に出席している委員が、大学側へ質問を行う。主担当が不在の場合は他の書面審査担当委員または委員長がこれを行う。

③ まとめ（10分程度）

- ・面接審査に出席した委員は、「未来を先導する世界トップレベル大学院教育拠点創出事業」面接審査表を作成する。
- ・必要に応じて、面接審査に出席した委員間で、各拠点構想の評価に関する意見交換を行う。

その他

- ・事務局は、拠点構想ごとの面接実施時間として概要説明、質疑応答、まとめ時間に加え、Web会議システムの使用時において、大学側の出席者と委員との通信状態が長時間不良となった場合に使用するための予備時間を設定する。
- ・予備時間には、大学側出席者のうち、拠点構想の内容について責任をもって説明できる者1名以上が待機する。
- ・Web会議システムを使用する場合に、大学側出席者と委員との通信状態が不良となった場合は、質疑応答の進行をする者（委員長又は副委員長）の判断により質疑応答を中断し、通信状態が回復した後に、残存時間相当分の質疑応答を行う。なお、残存時間が長時間であり、当初の時間割に大きな遅延が生じる場合は、予備時間に残存時間相当分の質疑応答を実施する。

- ・大学側の出席者または委員との通信状態が回復しない場合については、電話を使用する等の方法をとる。

2. 面接審査に当たっての留意事項

- (1) 質疑応答は、制限時間を20分以内（厳守）とし、事業計画の目標の妥当性、実現可能性等について確認する。その際、効率性の観点から、書面審査結果及び大学側の説明等でさらに明確にする必要があると思われる点等を中心に、端的かつ簡潔に質問することとし、申請書類に記載されている内容を改めて質問することは避ける。
- (2) 各々の質疑応答終了後、大学側からの説明や質疑応答を踏まえ、各委員は別紙「面接審査表」を作成し、委員会において合議の上、面接審査の結果をとりまとめる。
- (3) 委員会は、書面審査結果及び面接審査結果を参考に、合議審査により、文部科学省に推薦する選定候補を決定する。

3. 面接審査出席者の注意事項

- (1) 説明者は、進行状況により開始時刻が早まることを想定して、指定する場所及び時間に集合すること。なお、詳細については別途通知する。
- (2) 説明時間が限られているため、説明はできるだけ簡潔に行うこと。
- (3) 面接審査内容の録音及び録画は禁止する。
- (4) 面接審査における出席者以外の傍聴は禁止する。